

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	軽自動車税課税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小林市は、軽自動車税課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

小林市長

公表日

令和7年2月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税課税に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 軽自動車税は、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪、小型自動二輪車及び三輪以上の軽自動車(以下「軽自動車等」という。)の所有に対して課される市町村の普通税で、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の関連法令及び小林市税条例(平成18年3月20日条例第69号)に基づき、賦課期日(4月1日)時点において、小林市内に軽自動車等の主たる定置場を有する所有者に対して軽自動車税を課税するものである。 小林市は、地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【事務の内容】 ①軽自動車税申告書の受付事務 1)原動機付自転車及び小型特殊自動車 ・購入・譲渡等により所有に至った場合の新規登録や名義変更等の税申告書受付 ・廃棄・譲渡または盗難等により所有しなくなった場合の廃車等の税申告書受付 ・ナンバープレートの交付及び回収 ・標識交付証明書及び廃車証明書等の交付及び回収 2)軽二輪、小型自動二輪車及び三輪以上の軽自動車 ・運輸局で申告受付された軽二輪及び小型自動二輪車の税申告書の回送受付 ・軽自動車協会で申告受付された三輪以上の軽自動車の税申告書の回送受付 ②軽自動車税申告書に基づく課税台帳の管理及び軽自動車税の課税事務 ・受付した税申告書に基づき、登録・変更・廃車等の情報を課税台帳で管理する。 ・課税台帳の情報に基づき、課税処理を行い、軽自動車税の賦課決定を行う。 ・納税義務者(所有者等)に納税通知書を送付する。 ③軽自動車税の減免事務 以下の軽自動車等で要件を満たす者の減免申請受付、審査、減免の決定 ・障がい者等が所有する軽自動車等 ・公益のため直接専用する軽自動車等 ・構造が専ら身体障害者等の路用に供するためのものである軽自動車等 ・生活保護法の規定によって生活扶助を受ける者が所有(使用)する軽自動車等</p>
③システムの名称	軽自動車税システム、住民記録システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名・納付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
①軽自動車税管理情報ファイル ②収納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 ・なし</p> <p>【情報照会の根拠】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表48の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 小林市細野300番地 0984-23-0220
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 税務課 小林市細野300番地 0984-23-0115
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [O] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検	[O] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		特定個人情報の関係システムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことのできる端末、職員、参照範囲が必要最低限になるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、システム操作手順等について、課内教育等により指導徹底している。 USBメモリは事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるように制御している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I-5-2	税務課長 大迫 利文	税務課長	事後	
令和1年6月27日	II-1	平成29年1月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	II-2	平成29年1月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	IV-1~9		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	I-1-①	小林市は、地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	小林市は、地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	
令和7年2月5日	I-3	・番号法(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)第9条(利用範囲)別表第一の第16項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	・番号利用法第9条第1項別表の24の項	事後	
令和7年2月5日	I-4-②	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)なし (別表第二における情報照会の根拠)別表第二の27項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条	【情報提供の根拠】 ・なし 【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表48の項	事後	
令和7年2月5日	I-5-①	市民生活部	市民生活部 税務課	事後	
令和7年2月5日	I-9		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	II-1	平成31年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更事項でないため
令和7年2月5日	II-2	平成31年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更事項でないため
令和7年2月5日	IV-8		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	IV-11		新様式への変更に伴う項目追加	事後	